

●香川県告示第194号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和5年7月25日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 指 定 番 号 中土指道 第4号
- 2 指 定 年 月 日 令和5年7月13日
- 3 指定道路の位置 丸亀市飯山町西坂元字ガラク559番3の一部及び559番19
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.01メートル
延長 17.00メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。